

eラーニングコース新設のお知らせ

eラーニングコースの新設に伴い「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」（以下「申請の留意事項」という。）、「求職者支援訓練の認定基準等について」（以下「認定基準」という。）、「認定申請様式」を作成しましたので、eラーニングコースの認定申請に当たり、ご一読頂きますようお願いいたします。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

eラーニングコースの新設

実践コースのうち、あらかじめ実施日が特定されている科目と、実施日が特定されていない科目（学科、実技、職業人講話※）を組み合わせた職業訓練（eラーニングコース）が実施可能になりました。

※職業人講話は、あらかじめ実施日を特定することも可能です。

eラーニングコースの設定方法について

1. 訓練の種類

実践コースのうち、実施日が特定されていない科目を含む職業訓練をeラーニングコースとする。

2. 対象者

①育児・介護中の方、②通所可能な範囲に訓練実施機関がない方、③在職中の者等、特に配慮を必要とする方（③は令和4年度末までの暫定措置）

【該当箇所】「申請の留意事項」目次下

3. 訓練期間

2か月以上6か月以下の適切な期間とする。

【該当箇所】「申請の留意事項」別紙3 P.57

4. 訓練時間

1か月につき80時間以上であること（令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に開始される訓練コースについては1か月につき60時間以上とする）。

【該当箇所】「申請の留意事項」別紙3 P.57

5. 欠格の基準となる就職率

35%未満（令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に開始されるeラーニ

ングコースのうち、訓練期間が2か月以上3か月未満又は訓練時間が1か月につき60時間以上80時間未満のコースについては30%未満)

【該当箇所】認定基準4(1)②、申請の留意事項 別紙3 P.57

6. 定員

1コースにつき概ね10人から30人までであること。

【該当箇所】認定基準4(10)、申請の留意事項 P.17

7. 実施日が特定されている科目と実施日が特定されていない科目

実施日が特定されている科目	実施日が特定されていない科目
<p>① 対面指導</p> <p>② 職場見学</p> <p>③ 職業スキルの訓練期間内で実施する、集団形式で行う就職支援 (職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等) (18時間を上限)</p> <p>④ 開講式、修了式、オリエンテーション</p> <p>⑤ 就職支援</p> <p>認定基準に定められている就職支援に関する次の措置</p> <p>イ 職業相談</p> <p>ロ 求人情報の提供</p> <p>ハ 履歴書(職務経歴書)の作成に係る指導</p> <p>ニ ハローワークが行う就職説明会の周知</p> <p>ホ ハローワークへの訪問指示</p> <p>へ 求人者に面接するに当たっての指導</p> <p>ト ジョブ・カードの作成支援</p> <p>チ その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のための必要な措置</p> <p>⑥ キャリアコンサルティング</p> <p style="text-align: center;">通所又は通信(同時双方向型)の方法により実施すること。※①～⑥が対象</p> <p>⑦ 職場体験、企業実習</p> <p style="text-align: center;">通所の方法により実施すること。 ※⑦が対象</p>	<p>① 学科、実技</p> <p>※eラーニングで実施すること。</p> <p style="text-align: center; color: red;">eラーニングで実施すること。</p>
<p>※ 職業人講話は、どちらにも属すること</p>	
<p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">職業人講話は通所又は同時双方向型、eラーニングの方法により実施すること。</p>	

8. 推奨訓練日程計画表

訓練実施機関は、支給単位期間ごとに受講時間や受講すべき科目のスケジュール等を定めた推奨訓練日程計画表を作成し、求職者支援訓練の認定申請に際し、訓練開始日に応じて機構が定めた申請期間中に、訓練実施施設が所在する都道府県の機構支部に提出するものとする。

なお、推奨訓練日程計画表の作成に当たっては、下記(1)～(3)に留意することとする。

- (1) 支給単位期間ごとに受講時間を規定すること。
- (2) 訓練カリキュラムについて、受講に1週間程度の期間を要する分量で、かつ、その内容に関連性が認められる内容ごとに「ユニット」を設定し、ユニットごとの受講時間を規定すること。また、複数の支給単位期間にまたがるユニットの設定は認められないこと。
- (3) 支給単位期間の日数が28日以上である支給単位期間については最低4つ以上、支給単位期間の日数が14日以上27日以下である支給単位期間については最低2つ以上のユニットを設定すること。

【該当箇所】「申請の留意事項」第6 2. (6) P. 31

9. 訓練受講時間の管理

- (1) 訓練受講時間及び訓練の進捗状況等の管理・記録は、下記①～⑤の機能を有するシステム(Learning Management System。以下「LMS」という。)により行うこととする。なお、教材とLMSは同一のシステム上で運用されることが望ましいが、訓練実施機関の適切な管理の下、複数のシステム・手段を併用することも可能とする。
 - ① 受講者のログイン時刻・ログアウト時刻、訓練受講時間及びアクセスした教材を暦日ごとに記録・管理できること。
 - ② 暦日毎のログイン及びログアウト時刻等について、受講者が確認できること(訓練実施機関が受講者に対し、受講の都度、メール等により通知することを含む)。
 - ③ 習得度確認テストの実施状況と成績を記録・管理できること。
 - ④ 受講生がアクセスできるコンテンツを管理できること。
 - ⑤ 教材等にアクセスした者が受講者本人であることを個人認証ID及びパスワード等により確認できること。
- (2) 訓練受講時間は、受講者がLMSにログインし教材等にアクセスした時間数とする。ただし、受講者のアクセス時間数にかかわらず、ユニットごとに規定された受講時間を当該ユニットにおける受講時間の上限値とする(例えば、受講時間を15時間と規定したユニットの教材に20時間アクセスした場合であっても、受講時間は15時間として取り扱う)。
- (3) 受講者がアクセスできる教材は、推奨訓練日程計画表において当該受講日が属するユニット及びそれ以前のユニットにおける教材に限る。また、次のユニットの受講に当

たつては、当該受講日が属するユニットに係る習得度確認テストの受講終了後である必要があることから、システム上、受講者がアクセスできる教材に制限を設けること。

- (4) 受講者以外の者が受講者本人になりすましてLMSにログインし教材等にアクセスする等の不正受講が認められた場合は、訓練実施機関は当該受講者を退校処分とする。

【該当箇所】「申請の留意事項」第6 2. (3) P. 20

10. 教材

eラーニングコースの教材は、原則として情報通信技術により構成され、かつ提供されるものであり、通所及び通信の方法（同時双方向型）の訓練と同等の訓練効果が期待できるものとする。また、訓練実施機関が自ら作成したものであることが望ましいが、外部企業等が提供する教材を訓練実施機関が選択し使用することも可能であり、その場合には、教科の委託には当たらないものとする。

【該当箇所】「申請の留意事項」第7 1. P. 47

11. 習得度確認テスト

各ユニットの受講が終了する都度、システム上で習得度確認テストを行うこととする。当該テストにおける正答率が3回連続して8割に満たない場合には、訓練実施機関は当該受講者を退校処分とすることとする。

なお、習得度確認テストは各ユニットの受講終了後に1回のみ実施することとし、追試は行わない。

【該当箇所】「申請の留意事項」第7 5. P. 48

12. 受講者に対する対面指導

受講者に対して、下記(1)～(5)により、対面による指導を実施することとする。

- (1) 対面指導は、通所又は通信の方法（同時双方向型）により実施すること。
- (2) 対面指導は、1週間に1回以上実施すること。対面指導を行う日時は推奨訓練日程計画表においてあらかじめ設定するが、当該日時に対面指導が実施できない受講者については、訓練実施機関と受講者の間で日程を調整の上、翌週の実施予定日時までに実施すること。
- (3) 対面指導は、1回当たり1時間以上行うこと。ただし、この際の時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間と算定して差し支えない。
- (4) 対面指導の時間は訓練時間に含まれるものとする。なお、当初設定した時間を超えて対面指導を行った場合であっても、当初設定した時間を訓練時間として計上すること。
- (5) 対面指導は、各受講者に個別に行うことが原則であるが、最大で5名同時に実施することが可能であること。

【該当箇所】「申請の留意事項」第6 2. (6) P. 31、32

1 3. 訓練の修了要件等

訓練終了前に行う修了考査並びに習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価の対象となる受講者は、推奨訓練日程計画表に規定した総訓練時間に占める訓練受講時間数が8割以上である者とする。その上で、推奨訓練日程計画表に規定した総訓練時間に占める訓練受講時間数が8割以上であり、かつ、習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合に修了とすること。

なお、訓練受講時間数の割合が8割未満となる者は修了要件を満たさないこととなり、訓練実施機関は当該者を退校処分とすることができるものとするが、訓練の効果や本人の意欲等を踏まえ、必要に応じ8割を満たさないことが確定した以後も訓練を引き続き受講させることができること。

【該当箇所】「申請の留意事項」第7 7. P. 4 8

1 4. 訓練体制等の整備に関する事項

(1) 接続の復旧

通信障害等によりオンライン接続が遮断された際の接続の復旧に向けたアドバイス等について、受講者の訓練受講を妨げずに行える体制が整備されていること。

(2) 教室の確保

通所の方法で訓練を実施しない日については、教室の確保は不要とする。

(3) LMSの操作等に関する質問対応

LMSの操作等に関する受講生からの質問については、原則として、訓練実施機関が対応を行う。ただし、情報通信機器に関する専門知識を必要とする場合に限り、LMSを提供する企業が訓練実施機関の代理窓口として対応することも可とする。

【該当箇所】「申請の留意事項」第6 2. (3) P. 1 7、1 9、2 0

1 5. 業務の運営体制等について

(1) 責任者

申請者と直接の雇用関係にあること。

(2) 事務担当者

予め受講者へ連絡先を提示する等を条件として、訓練実施施設に常駐する必要はないこと。

(3) 苦情を処理する者

申請者と直接の雇用関係にあること。

(4) 就職支援責任者

通所による訓練実施日を除き、業務をオンラインにより実施できる等を条件として、訓練実施施設に常駐する必要はないこと。

(5) キャリアコンサルティング実施者

キャリアコンサルタント有資格者又はジョブ・カード作成アドバイザーであること。

【該当箇所】「申請の留意事項」別紙7 P.69

16. 職業訓練の実績

職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあること。なお、令和4年3月31日までに申請職業訓練を開始しようとする場合は、上記の要件にかかわらず、当該申請職業訓練を開始しようとする日より3年以上前に、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の認定職業訓練を適切に実施し、終了したことがあればよいものとする。なお、同程度の訓練として通所、通信（同時双方向型）、eラーニングいずれも認められること。

【該当箇所】申請の留意事項 別紙2 P.56